

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

2025年6月2日

株式会社光波
株式会社ヨコオ

2025年6月2日

(分割会社)

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

株式会社光波

代表取締役 橋口 裕作

(承継会社)

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

JR神田万世橋ビル14階

株式会社ヨコオ

代表取締役兼執行役員社長 徳間 孝之

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社光波（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ヨコオ（以下「承継会社」といいます。）は、2025年6月1日付をもって、2025年3月28日付の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、ここに本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025年6月1日

2. 吸収分割会社である分割会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求

会社法第784条の2の規定に従い、分割会社に対して本吸収分割をやめることを請求した分割会社の株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

分割会社は、2025年4月23日付で株主に対し会社法第785条第3項の規定に基づく通知を行いました。が、会社法第785条第1項の規定に基づき買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2025年4月23日付の官報において公告し、知れたる債権者に通知をいたしました。同条第1項の異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述

承継会社は、会社法第799条第2項の規定により、2025年4月23日付の官報及び電子公告において公告を行いました。同条第1項の異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2025年6月1日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社のネットワークソリューション事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本分割により承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継した資産の額：金949百万円（概算値）

承継した負債の額：金262百万円（概算値）

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2025年6月2日（予定）

6. その他、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。